



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年1月23日（金）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	溝 口	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出 納 管 理 課	用 度 係	伊 藤	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、6社に排除措置命令、うち5社に課徴金納付命令を行った。

また同日、公正取引委員会は本件に係る課徴金減免制度の適用事業者として3社を公表した。

2 対 応

行政処分を受けた6社のうち岐阜県入札参加資格者名簿の登載業者である5社に対し、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第2号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第2第2号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

なお、課徴金減免制度適用事業者として公表されたジェイアール東海コンサルタンツ(株)、大日コンサルタント(株)、(株)トーニチコンサルタントには、短縮した措置期間を適用する。

3 停止措置業者及び停止期間

停止事業者	資格停止の期間	建設	物品
日本交通技術(株) (本店：東京都台東区)	令和8年1月24日から 令和8年6月23日まで (5カ月)	○	—
丸栄調査設計(株) (本店：三重県松阪市)		○	—
ジェイアール東海コンサルタンツ(株) (本店：愛知県名古屋市)	令和8年1月24日から 令和8年4月7日まで (2.5カ月)	○	—
大日コンサルタント(株) (本店：岐阜県岐阜市)		○	○
(株)トーニチコンサルタント (本店：東京都渋谷区)		○	○

4 参 考

○公正取引委員会による命令対象事業者

(岐阜県入札参加資格者名簿掲載事業者についてのみ記載)

	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金減免
日本交通技術(株)	○	○	-
丸栄調査設計(株)	○	○	-
ジェイアール東海コンサルタンツ(株)	○	○	○
大日コンサルタント(株)	○	○	○
(株)トーニチコンサルタント	○	○	○

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領 (抜粋)

(資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第4 (略)

2 知事は、別表第2第2号及び第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定により第7条の2第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3(第3項を除く。)及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	3カ月以上 5カ月以内

○「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」(抜粋)

(入札参加資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置(以下「入札参加資格停止」という。)を行うものとする。

第4 (略)

2 知事は、別表第2第2号又は第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定により第7条の2第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3(第3項を除く。)及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

別表第2第2号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	3か月以上 5か月以内